

第2期綾川町スポーツ推進計画策定支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、公募型プロポーザル方式により「第2期綾川町スポーツ推進計画」の策定支援業務にかかる企画提案を募集し、最も適した受託候補者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

第2期綾川町スポーツ推進計画策定支援業務

(2) 業務の目的

令和4年3月に策定した綾川町スポーツ推進計画について、令和9年3月末で計画期間が終了するため、引き続きスポーツ振興を図るため、その基本指針となる令和9年4月を初年度とした第2期綾川町スポーツ推進計画を策定する。

(3) 業務の内容

「第2期綾川町スポーツ推進計画策定支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(4) 事業費上限額

6,300,000円(消費税及び地方消費税相当額含む。)

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 綾川町契約規則(平成18年3月21日規則第40号)第15条第2項の規定により令和7・8年度綾川町指名競争入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント業務又は物品の買入れ等)に登載されている者であること。
- (2) 公告の日から企画提案書提出期限の日までの間に、綾川町建設工事等指名停止措置要領(平成18年告示第111号)の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る者を含む)。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (6) 過去5年間に地方公共団体におけるスポーツ振興又はまちづくりに関する計画策定業務を受注した実績(令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に着手、完了した業務)を有していること。

(7) 仕様書の要件を全て満たしていること。

4 スケジュール

内容	期日
(1) 公募開始	令和8年5月22日(金)
(2) 質問の受付期間	令和8年5月22日(金)から 令和8年5月29日(金)午後5時まで
(3) 質問に対する回答期日	令和8年6月5日(金)までに回答
(4) 参加申込書提出期限	令和8年6月10日(水)午後5時まで
(5) 参加資格確認結果通知	令和8年6月16日(火)
(6) 参加資格不適合理由説明受付期限	令和8年6月19日(金)午後5時まで
(7) 参加資格不適合理由回答	令和8年6月26日(金)までに回答
(8) 企画提案書提出の締切日	令和8年6月30日(火)午後5時まで
(9) ヒアリング(プレゼンテーション)	令和8年7月8日(水)(予定)
(10) 審査結果通知	令和8年7月14日(火)(予定)
(11) 非選定理由説明受付期限	令和8年7月17日(金)午後5時まで
(12) 非選定理由回答	令和8年7月27日(月)までに回答(予定)
(13) 契約の締結及び公表	令和8年7月下旬(予定)

※スケジュールは予定であるため、町の事情により変更する場合は別途通知する。

※資料配布にあたっての説明会は開催しない。

5 実施要領等の配布及び参加申込

(1) 実施要領及び仕様書の交付

実施要領及び仕様書の交付は、綾川町教育委員会事務局生涯学習課（綾歌郡綾川町滝宮299番地）及び綾川町ホームページ上で行う。（綾川町ホームページからダウンロード可）

(2) 参加申込の方法

実施要領及び仕様書の内容を確認し、参加を表明する者は別添プロポーザル参加申込書【様式1-1】に必要事項を記入（代表者印又は使用印鑑届の印鑑（以下「代表者印等」という。）を押印してください。）の上、下記に記載する他の提出書類とともに、持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法により郵送すること。

〈提出書類〉

- ①プロポーザル参加申込書【様式1-1】 1部
- ②会社概要書【様式3-1】及び会社パンフレット 各1部
- ③同種業務実績調書【様式3-2】 1部

※令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間の地方公共団体のスポーツ振興又はまちづくりに関する計画策定業務の実績について、契約書等の写しを添付すること。

- ④暴力団排除に関する誓約書【様式3-3】

〈提出先〉 〒761-2392

香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町教育委員会事務局生涯学習課

(3) 受付期間

令和8年5月22日(金)から令和8年6月10日(水)午後5時まで

※1 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。

※2 郵送の場合は、令和8年6月10日(水)午後5時必着とする。(書留等配達証明が可能な方法に限る)。

(4) 辞退

参加申込書を提出した後、都合により辞退する場合は速やかに別添プロポーザル参加申込辞退届【様式1-2】を提出するものとする。提出方法は持参、郵送又はメールにより提出するものとする。なお、郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法により郵送すること。

6 質疑応答

(1) 質問の提出方法

仕様書の内容及び企画提案書等の提出に関する参加者の質問は、別添質問票【様式2】に必要事項を記入し、下記送信先まで電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とする。質問の送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。なお、受信確認は、下記「(2) 受付期間」中の土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。電子メール以外での質問(電話による問い合わせ等)については回答しない。

〈送信先〉

綾川町教育委員会事務局生涯学習課
メールアドレス: syogai@town.ayagawa.lg.jp

(2) 受付期間

令和8年5月22日(金)から令和8年5月29日(金)午後5時まで

(3) 回答方法

令和8年6月5日(金)までに、提出されたすべての質問とその回答をまとめて本町ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答をもって本実施要領を追加補正したものとみなす。また、質問者の名称は公表しない。

7 参加資格の審査及び結果の通知について

(1) 参加資格者の決定

参加申込書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の審査結果の通知

参加資格の審査結果については、令和8年6月16日(火)に参加申込書に記載された所在地宛てに、文書にて通知する。また、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに別

途、電子データを送付する。

(3) 不適合理由の説明要求

参加資格を有しないとの通知を受け取った申込者は、書面（様式は問わない）により、不適合の理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年6月19日（金）午後5時までに、書面を持参または郵送により上記5（2）の提出先へ提出すること。郵送の場合は、令和8年6月19日（金）午後5時までに必着すること（書留等配達証明が可能な方法に限る）。その回答は書面にて通知する。

(4) その他

結果の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

業務仕様書に基づく企画提案書等を下記のとおり作成すること。

書類名称	内容
1 企画提案書提出届 (表紙)	【様式4】に必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で押印すること。 ※正本1部のみ契約権者印を押印し、副本8部は複写可とする。
2 業務経歴書	【様式5】を使用すること。 業務実績については、本体業務を履行した実績であり、アンケート調査等の業務の一部を受注した実績は含まない。
3 業務実施体制報告書	【様式6】を使用すること。
4 配置予定者調書	【様式7】を使用すること。
5 企画提案書	様式は任意とする。ただし、A4判、横書き、左綴じで、文字サイズは11ポイント以上とする。 提案内容は別紙業務仕様書を踏まえたものとし、11(4)審査基準を参考に次の①～⑦の事項を含むものとする。 ①実施方針 ②現況・課題整理 ③町民のニーズ把握及び分析 ④効果的な会議運営方法 ⑤実効性のある計画策定の考え方 ⑥自由提案(独創性、専門性を活かした新たな提案) ⑦業務工程(スケジュール)に関する提案
6 見積書及び積算内訳書	業務仕様書に見積書及び積算内訳書(A4版様式任意)を提出すること。 ※正本1部のみ契約権者印を押印し、副本8部は複写可とする。

7 ヒアリング出席者名簿	【様式8】を使用し、提出は1部でよい。
※1 業務仕様書に基づく業務内容を網羅したうえで、民間のノウハウを活用したわかりやすく見やすい企画提案書を作成すること。	
※2 ヒアリング（プレゼンテーション）を見据え、見積金額においてどのような方法でどの程度まで業務を実施又は支援するかなど、詳細を記載すること。	

(2) 提出部数

上記の提出書類を順番にファイルに綴じたものを9部（正本1部、副本8部）提出すること。（ヒアリング出席者名簿はファイルに綴じずに提出すること。）

(3) 提出方法

「14 提出・照会先」へ持参又は郵送により提出すること。

提出期限：令和8年6月30日（火）まで

受付時間：午前9時から午後5時まで

(4) 留意事項

期間内に提出がなかった場合は、辞退したものとみなし、提出期間後は企画提案書を受理しない。

9 ヒアリング（プレゼンテーション）

(1) 事前に提出した企画提案書に基づき、下記のとおりヒアリング（プレゼンテーション）を実施する。

項目	留意事項
実施日	令和8年7月8日（水）（予定）
実施場所	綾川町役場3階 第6会議室
内容	○企画提案書に基づくプレゼンテーション（15分） ○企画提案書等に対するヒアリング（10分）
出席者	3名以内
使用機器等	プレゼンテーションで使用するPC、プロジェクター等の機器は各事業者にて用意し、当日持参すること。 なお、スクリーンは本町にて用意する。

(2) 企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された企画書以外の資料を使用しての説明は認めない。

(3) ヒアリング（プレゼンテーション）の時間は別途連絡する。

10 選定方法

(1) 選定方法

「第2期綾川町スポーツ推進計画策定支援業務公募型プロポーザル委員会（以下「プロポーザル委員会」という。）」において審査基準に基づく審査を行い、本業務の受託候補者を選定する。

(2) 審査項目

- ①業務実績
- ②実施体制
- ③企画提案内容
- ④ヒアリング（プレゼンテーション）内容
- ⑤見積金額

(3) 審査方法

- ①審査項目毎の評価点数の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。
- ②最も評価点数が高い事業者が複数いる場合は、そのうちで提出した見積金額が最も少額である事業者を受託候補者として選定するものとし、見積金額も同額にあつては、プロポーザル委員会委員の多数決により選定する。

(4) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
①業務実績	A 業務実績 過去に他自治体等で関連する事業の受託実績があり、業務遂行に必要な知識を有しているか。	5点
②業務の実施体制	B 業務実施体制 業務遂行能力があると認められる適正な体制（人員配置等）になっているか。	5点
	C 配置予定者 業務従事者に同種又は類似業務の実績があり、業務の実施に必要なノウハウを有しているか。	10点
③企画提案内容	D 実施方針 現状の認識を踏まえたうえで、計画策定に向けて具体的な進め方や方向性が提案されているか。	5点
	E 現況・課題整理 綾川町の現行計画や個別計画を十分理解し、町の現況や地域課題を整理できているか。	10点
	F 町民のニーズ把握及び分析 町民のニーズ把握及び分析について、効果的な提案がされているか。また、集約した意見等を的確に反映する手法となっているか。	10点
	G 効果的な会議運営方法 効果的な会議運営等について提案されているか。	5点
	H 実効性のある計画策定の考え方 本業務の目的等を十分に理解し、仕様書で定めた業務内容を踏まえたうえで、社会的要請や国の	20点

	動向に関し、綾川町の背景や状況等を踏まえ、実効性のある具体的かつ実行可能な提案となっているか。	
	I 自由提案(独創性、専門性を活かした新たな提案) 綾川町が提示した業務仕様書の内容以外に独自の視点から新たな提案があるか。	10点
	J 業務工程(スケジュール)に関する提案 業務項目ごとのスケジュールが明確で、本業務の委託期間を踏まえた適切な提案であるか。	5点
④プレゼンテーション	K 姿勢・意欲 本業務に対する取組意欲が感じられ、質疑に対する回答が明確、かつ説得力のある内容であるか。	5点
⑤見積金額	L 見積金額 提案内容に対して妥当な経費が示されているか。	10点
合計		100点

(5) 審査結果の通知

令和8年7月14日(火)(予定)に参加事業者に対し、別途文書により通知する。

(6) 非選定理由の説明要求

受託候補者として選定されなかった参加事業者は、令和8年7月17日(金)(予定)午後5時までに、書面(様式は問わない)により、非選定の理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年7月17日(金)(予定)午後5時までに、書面を持参または郵送により上記5(2)の提出先へ提出すること。郵送の場合は、令和8年7月17日(金)(予定)午後5時までに必着すること(書留等配達証明が可能な方法に限る)。その回答は書面により通知する。

(7) その他

プロポーザル委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

11 企画提案者の失格に関する事項

企画提案者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、または満たすことができなくなった場合
- (2) 実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (4) 企画提案書の見積書に関し、事業費上限額(2(4))を超える金額を提案した場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合

- (6) プロポーザル委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容、又はその意思について相談を行った場合
- (8) 受託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (9) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 契約及び公表

仕様書及び受託候補者の企画提案書等の記載事項をもとに、協議の上、綾川町契約規則に基づき契約を締結する。

- (1) 受託候補者に決定した者と、契約金額等契約要件について協議の上、見積書を徴収し、業務委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び辞退した場合は、第2位の者を受託候補者とし業務委託の締結交渉を行う。
- (3) 業務委託契約の条件等については、仕様書及び企画提案書の内容を基本として、受託候補者との協議により定めるものとする。
- (4) 受託候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

13 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切応じない。
- (2) 企画提案書は1事業者1提案とする。
- (3) 提出された企画提案書等の書類の追加、修正及び変更は認めない。
- (4) このプロポーザルに要する経費は、全て参加事業者の負担とする。
- (5) 審査基準に関する質問は受け付けない。
- (6) 提出された提案書等は返却しない。
- (7) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし綾川町が本案件のプロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案等の内容を無償で使用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用については、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- (8) 綾川町情報公開条例（平成18年3月21日条例第10号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第7条第1項第2号の規定により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (9) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していることが明らかとなった場合または本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

(10) 企画提案者が1者の場合でも、ヒアリング（プレゼンテーション）審査は実施する。

14 提出・照会先

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町教育委員会事務局生涯学習課

TEL : 087-876-1180

E-mail : syogai@town.ayagawa.lg.jp